

## 森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討の 中間とりまとめ骨子（たたき台）（案）

令和 4 年 3 月 3 0 日  
森林・林業・木材産業への投資のあり方検討会

### 【 I 検討の必要性】

#### 1. 気候変動への対応の必要と森林の役割

- 2021 年英国で開催された COP26 において、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 1.5℃ に抑える努力の継続が明記された「グラスゴー気候合意」が採択されるなど、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組がますます重要化。
- カーボンニュートラルの達成のためには、「グラスゴー気候合意」においても、CO2 吸収源や貯蔵庫としての森林の重要性等が明記され注目を集めていることから分かる様に、温室効果ガスの排出削減だけでなく、農林業・土地利用分野における CO2 吸収源対策等の推進が不可欠。

#### 2. 世界全体の森林の現状と脱炭素に向けた森林等への投資の取組

##### (1) 森林の現状と COP26 の対応方向

- 世界全体で見ると、森林は減少傾向で推移。南アメリカやアフリカの熱帯雨林における農地への転用等による減少が顕著であり、2010 年から 2020 年の 10 年間に、全世界で年平均約 4.7 百万 ha の森林が減少。
- このような中、COP26 に合わせて英国主催で開催された「森林・土地利用イベント」において、「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」に日本を含む 141 カ国が署名（2021. 11. 12 現在）。2030 年までに森林減少を食い止め、森林の再生に取り組む目標が掲げられるなど、森林の減少・劣化への対応に世界が注目。

##### (2) 森林等への投資の取組

- 2010 年以降、世界各国の政府は、国際投資と国内投資合わせて、森林関連の気候緩和に対し年間平均 24 億ドルを投入。これは、森林の保護、回復、持続可能な管理に必要とされる資金のごく一部（0.5～5%）に留まっていると指摘（NYDF Assessment Partners）されており、森林に対してさらなる資金投入が必要。
- 米国等の森林では、平坦な地形に加え、路網等のインフラ整備がされるとともに、境界や所有者等の資源管理情報が整備され、林地もまとまっている等、効率的な林業の実施条件が整備。このため、ファンドを含む民間からの投資を受けて森林の管理等に掛かる必要経費をまかない、林業事業体に作業指示を発すること等を通じて森林の効率・適正な管理を行った上で、得た収益から投資家にリターンを返す TIMO（林地投資経営組織）等による森林投資型経営が展開。
- また、CO2 の排出削減・吸収に着目したカーボンクレジット制度では、2015～2019 年に世界で発行されたカーボンクレジットの内、森林部門の発行量が最も多い状況（発行量の 42% を占める）。この背景には、地球温暖化対策への貢献だけでなく、生物多様性保全、水源かん養などに関して、森林が多くの便益を提供すること等の森林の多面的機能への高評価があるとの指摘。

### 3. 日本固有の森林の状況と課題

#### (1) 我が国の森林の現状と炭素吸収量獲得に向けた課題

- 我が国の森林は、戦後造成された人工林が成長・充実し、人工林面積の半分以上が50年生を超えるなど、木材としての利用期に移行。
- 一方、人工林の成長量は、4～5 齢級（林齢 16～25 年生）前後をピークに低下。我が国の森林全体の CO2 吸収量は、人工林の高齢級化等に伴い減少傾向で推移。
- 我が国は、国土の約 7 割を森林が占め、新規植林をする余地はほぼ皆無。
- このため、2050 年カーボンニュートラルの実現には、我が国の森林経営管理体制について「伐って、使って、植える」循環利用を基本とする形に再構築していくことが重要。
- 具体的には、我が国の森林吸収量の確保・強化に向け、利用期を迎えた人工林の適切な伐採とその跡地への成長旺盛な若い樹木（可能なら成長速度の速いエリートツリーや早生樹）の確実な造林・育成が必要。
- また、伐採後の木材（伐採木材製品（HWP：Harvested Wood Products））の建築物等への活用による、炭素の長期にわたる貯蔵や、木質バイオマスエネルギー利用による化石燃料代替を通じた CO2 排出削減が重要。

#### (2) 我が国の森林等への投資の現状

- 我が国の森林・林業は、米国等と異なり、作業環境は急峻な地形が多く効率性を上げづらく、路網整備も不十分で搬出コストが嵩みやすいことに加え、境界や所有者等の資源管理情報の整備が遅れていることや民有林における所有構造が小規模零細であることなど、経営効率が悪いのが実情。
- また、森林・林業は一般的に植林から伐採までに長期を要し、間伐を含めても約半世紀の間にキャッシュインフローが3回程度しかない上、近年木材価格は低迷しており、収益を見込みづらい状況。
- このため、我が国の森林はこれまで投資対象とはなっていない。

#### (3) これまでの森林整備と今後の展開方向

- 林業経営を巡る厳しい状況を踏まえ、国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の維持・発揮の観点から、従来より森林所有者に一定の自己負担を求めた上で、補助事業（公共事業等）により造林や間伐等を後押し。
- 加えて、2019 年度より、地球温暖化対策に向けた森林整備の新たな財源として森林環境譲与税の譲与が開始。
- しかしながら、我が国の森林が利用期を迎え主伐が進む中、再造林面積は低位に留まり、造林未済地も増加傾向で推移するなど、カーボンニュートラルの達成を現実のものとするには、森林整備の財源は心許ない状況。また、新技術等の活用により、伐採から再造林・保育の収支をプラス転換する「新しい林業」を展開していく上でも、当面、新技術等の導入に向けた投資は必要。
- このため、施業の集約化や、再造林・育林費用の低コスト化、生産性の向上など、林業生産活動の収支の改善に向けた取組は不断に進めながらも、公共事業に加え、ファンドや民間資金の力も借りつつ森林整備を促進していくことを検討する必要。

## 【Ⅱ 森林等への投資を巡る環境変化】

### (1) ESG 投資の流れの中で森林の注目度が UP

- 世界的に低金利が広がる中で、ESG 投資の流れが加速。また、我が国の金融サイドからも ESG 投資の一環として森林への関心や問い合わせが増加。

### (2) 森林投資に対する期待収益率の向上

- これまで収益が上がらず、投資対象になり得なかった我が国の森林について、2050 年カーボンニュートラルに向けた流れ等を背景として、
  - ① 木材利用促進法の改正など、民間も含めた建築物への木材利用の気運の高まり
  - ② FIT 制度等による、未利用木材等の木質バイオマスエネルギー利用の進展
  - ③ 森林経営活動に由来する J-クレジット制度の活用に向けた取組の進展など、森林の価値向上につながり、新たな収益源となり得る取組等の展開が加速。

### (3) 官民ファンドの誕生

- 「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」や、環境省で検討が進められている新たな脱炭素出資制度により、官主導による森林・林業・木材産業を対象とした新たな投資が進む環境が整備されつつある状況。

## 【Ⅲ 検討の方向性】

### (1) 我が国の森林の特殊性を踏まえた検討の必要

- 世界の森林においては、森林の減少と劣化への対応が求められる一方、我が国においては、豊かな森林資源の循環利用への対応が求められており、ESG 投資の中での対応の切口についてはギャップが存在。
- このため、森林を巡る我が国固有の課題を踏まえた対応策が必要であり、伐採後の利用と伐採木材の活用の仕方で炭素吸収効果に変化があることを通じ循環利用の程度を測るなど評価の工夫が必要。

### (2) 真に脱炭素貢献的な取組かどうかをプロジェクト毎に判別できる必要

- 投資の受け手や出し手にとって、森林・林業・木材産業に係る個別プロジェクトが、グリーンウォッシュ的な案件ではなく、森林・林業基本計画に掲げる政策を推進する上で望ましいものであるかどうかを簡便な方法で判定できるようにする必要。
- このためには、プロジェクト実施後の森林吸収量の増減を定量的に評価するとともに、生物多様性の確保等にどのような影響や効果を及ぼすのかについても客観的に確認できるものとして判断指標等を検討する必要。
- 判断指標等の検討は、①グリーン投資のグリーン成長への貢献に対する信頼性の確保、②投資の出し手の発行コスト、事務負担の低減、③投資の受け手にとっても、自己のプロジェクトのグリーン性の担保を証明することを可能とすることであり、グリーン成長を実現する上で必要。

### (3) 官民ファンド等での活用を見据えた検討

- 上記判断指標については、当面、上述の環境省で検討が進められている 新たな脱炭素出

資制度等において、森林・林業・木材産業を対象とした投資案件を評価する際の判断ツールの一つとして活用されることを念頭に、さらに検討を深化、継続。

#### **(4) 民間投資機関での活用を見据えた検討**

- 民間投資機関において森林を新たな投資機会として見なす向きは未だ少数と思慮。こうした中では、単にプロジェクト毎に脱炭素貢献が判別できる指標等を紹介しても、投資の拡大は見込めない。
- また、一般に投資の可能性を広げる上では、そもそも案件形成の可能性を拡大する必要があり、路網整備や林業技術のイノベーションを推進するとともに、まとまった林地でのプロジェクト創出に資する境界確定や森林所有者情報等の整備、森林資源情報の把握、森林会計方式、更には、森林・林業・木材産業事業者の企業情報の開示等についても、必要な支援策やルール作り等について今後の検討が必要。
- このため、次の段階として、我が国と世界の森林を比較した投資の考え方、森林・林業基本計画の思想までを幅広く解説した上で、(3)の判断指標の解説に加えて、投資プロジェクトのモデルに対する判断指標の当てはめ等のケーススタディも含め投資の可能性を分かり易くひも解く「森林・林業・木材産業への投資ガイドライン」の様なものの策定を検討してはどうか。
- なお、判断指標やガイドラインは、民間投資機関での投資活用時のみならず、企業等による森林活用プロジェクトをステークホルダーに説明する際や、森林活用プロジェクトに融資を活用する際などにも利用可能。
- ESG投資の世界は動きが早いため、判断指標については状況の変化に応じて適宜修正していく方向で検討してはどうか。

#### **【IV 官民ファンド等での活用を見据えた判断指標の設計について】**

※ 論点を別紙に記載。